

# 交通事故防止チラシ（一時停止編①）



見通しが悪い交差点などに止まれの標識が設置してありますが、皆さん確実に一時停止をして安全確認を行い交差点を通行していますでしょうか？一時停止をしなかったために、悲惨な交通事故が発生しています。「**止まるべきところでは必ず止まる。**」を確実に実施して、交通事故を「**起こさない・遭わない**」ようにしてください。



## 道交法43条

一時停止の道路標識がある交差点では、一時停止しなければならない。



この標識がある所は、一時停止をして安全確認しないと**重大な交通事故**に発展する可能性があります。全ての車両（自転車も含む）が止まってください。

さらに

交通事故防止のために道路交通法で定められている

## 停止しなければならないものを紹介します！

赤色点灯の信号機  
(道交法7条)



赤色点滅の信号機  
(道交法7条)



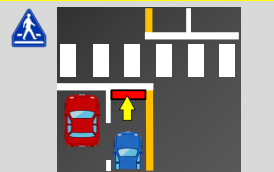
歩道、路側帯を横切る場合  
(道交法17条2項)



踏切  
(道交法33条1項)



横断歩道手前で停車している車両の側方通過(道交法38条1項前段)



横断歩道を横断中の歩行者、横断しようとする歩行者  
自転車横断帯を横断中の自転車、横断しようとする自転車  
(道交法38条1項後段)



緊急自動車等の優先  
(道交法40条1項、41条の2・1項)



歩行者の保護  
(道交法71条2号、71条2号の2)

右図のような子・方が通行している時は、一時停止、または徐行して通行を妨げないようにしてください。



看護者がいない  
児童・幼児

**「止まるべきところでは必ず止まる。」そして事故を未然に防ぎましょう！**

**パトネットあいちから最新の交通事故情勢を入手して自己防衛に努めよう！**

こちらを携帯電話  
から読み込んで  
空メールを送るだけ！



【パトネットからの配信内容】

- ★不審者情報・・・声かけ、痴漢など児童や女性が不安を感じる情報
- ★犯罪情報・・・特殊詐欺、侵入盗等身近な犯罪に関する情報
- ★交通事故情報・・・交通事故の内、住民に注意喚起の必要がある情報
- ★緊急危険情報・・・住民に緊急に注意を呼び掛ける必要がある情報